○国土交通省告示第千八十号

紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　紋別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　紋別空港内及びその周辺　北海道紋別市

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和七年十二月二十日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路32側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万五千カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路32側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル